

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 24 | 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①支給認定申請の受付及び保育の必要性・必要量の決定に関する事務 ②施設等利用給付認定に関する事務 ③保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務 ④保育所等の入退所管理に関する事務 ⑤世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担金の算出、決定、徴収に関する事務 ⑥給付費の決定、支給に関する事務 ⑦施設等利用費の決定、支給に関する事務 |
| ③システムの名称 | 総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 教育・保育情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1の8,94項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」又は「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」となっている項(13,116の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | こども未来部保育課 |
| ②所属長の役職名 | 保育課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | こども未来部保育課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成31年4月1日 | Ⅵ リスク対策 | | 新規作成 | 事後 | |
| 令和1年9月30日 | 評価書名 | 教育・保育給付等に関する事務 | 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 | 教育・保育給付等に関する事務 | 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ②保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務 | ②施設等利用給付認定に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ③保育所等の入退所管理に関する事務 | ③保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ④世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担金の算出、決定、徴収に関する事務 | ④保育所等の入退所管理に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ⑤給付費の決定、支給に関する事務 | ⑤世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担金の算出、決定、徴収に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | | ⑥給付費の決定、支給に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | | ⑦施設等利用費の決定、支給に関する事務 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | Ⅱ - 1. 対象人数 | 平成27年9月1日 | 令和元年9月30日 | 事前 | |
| 令和1年9月30日 | Ⅱ - 2. 取扱者数 | 平成27年9月1日 | 令和元年9月30日 | 事前 | |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ - 1. 対象人数 | 令和元年9月30日 | 令和2年3月1日 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ - 2. 取扱者数 | 令和元年9月30日 | 令和2年3月1日 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | Ⅱ - 1. 対象人数 | 令和2年3月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | Ⅱ - 2. 取扱者数 | 令和2年3月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I - 4法令上の根拠 | 【特定個人情報を照会できる根拠】番号法第19条第7号 別表第二の13の項、116の項 | 番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」又は「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」となっている項（13,116の項） | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | I - 5評価実施機関における担当部署 | ①子育て健康部子育て支援課 ②子育て支援課長 | ①こども未来部保育課 ②保育課長 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | I - 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 子育て健康部子育て支援課 | こども未来部保育課 | 事後 | |